

令和8年度 不祥事根絶のための校内ルール

四万十町立十和小学校

私たち十和小学校の教職員は、学校教育に携わる者として、常に法令を遵守し、未来ある子どもたちのために、日々、誠実に教育活動に取り組んでいます。

しかしながら、昨今多発している不祥事は極一部の教職員によるものとはいえ、私たち教職員が行う教育活動に対する児童や保護者等からの信頼を著しく低下させるもので、非常に残念でなりません。

本校に勤務する全ての教職員は、お互いを信頼し合い、真摯に教育に取り組む集団でありたいと切望しています。

そこで、校内ルールを文章化し、全ての教職員が共通の認識をもって行動し、本校から不祥事を発生させないよう務めることを確認します。

以下のルールは、未来ある子どもたち、学校、そして教職員自身を守るための最低限必須のルールです。

- 大切な子どもたちの命と尊厳を守ることを第1に考えて職務に当たる。
- 不祥事は他人事ではなく、いつでも・どこでも・誰にでも起こり得るものと捉え、当事者意識と危機意識をもつ。
- 児童への教育相談等の対応については、複数名で対応し、原則として1対1での状況はつぐらなない。やむを得ず1対1で対応する場合は、どこで・誰と・何を話すのか事前に管理職に伝える。
- 児童の身体には、安全確保等社会通念上認められるもの以外接触しない。
- SNS等を用いて児童等と私的なやりとりはしない。また、個人のスマートフォン等で児童の撮影をしない。学校所有の端末で撮影する場合であっても児童等の画像を管理職の許可なく学校外に持ち出さない。
- 個人情報を含む文書等は、校外へ持ち出さず、校内では鍵のかかる所定の場所一元管理し、複製はしない。必要があつて校外へ持ち出す場合は、管理簿に記入し管理職の許可を得る。
- 交通法規を遵守し、交通違反のない安全運転を心がける。日常的に余裕を持った行動を心がけ、交通事故防止に努める。
- 飲酒する場合は自動車（自転車も）を運転しない。運転する人に飲酒を勧めない。
- 公金など職務上金銭を扱う場合は、複数の職員のチェックや最終的には管理職が点検するなど、透明性をもって適正に管理し取り扱う。
- 児童生徒性暴力等をはじめ、あらゆる不祥事根絶のために、計画的な研修を行う。また、盗撮防止のために定期的な点検を行うとともに、カメラを設置できないよう教室環境を整える。